

文部科学大臣 様

実験・実習教育の充実と「実習助手」制度改革を求める署名

教育無償化に向けた大きな一歩である「高校無償化」が2014年4月から廃止され、授業料不徴収に所得制限が導入されました。さらに貧困と格差は拡大し、経済的に困難な家庭は増えています。その上教育費が生活基盤を依然圧迫しており、学校納付金等を滞納している状況も見受けられます。また、近隣の高校の統廃合により、通学にかかる費用が増えているという例も報告されています。このままでは、生徒や保護者に経済負担が重くのしかかり、高校を続けることすら困難になりかねません。

教育の無償化は世界的な流れであり、2012年9月に日本政府も国際人権規約の中等・高等教育の漸進的無償化条項を批准しました。教育予算を大幅に増額して、授業料はもちろん、学校納付金等も無償化することが求められています。未来を担う高校生が、お金の心配をしないで安心して学校に通え、教育を受ける環境が整備されることは、生徒・保護者・国民の願いです。「平等な教育」「教育の機会均等」や「教育を受ける権利」を保障する制度を早急に整えなければなりません。

また、実験・実習教育は、科学的な世界観・物質観や技術・技能を習得するためには必要不可欠な教育です。しかし、これらに必要な施設は老朽化し、設備は不足しています。また、複数指導をおこなうための教諭の配置がないため、充実した実験・実習教育をおこなうことも困難な状況です。学校における教育費を増額し、教職員の定数を増やすことによって、生徒や教職員にとって安全でゆたかな実験・実習教育を保障することが必要です。

私たち「実習助手」は、教諭と協力して実験・実習の指導にあたっています。しかし、現行制度においては学校現場での教育活動に様々な制約があります。文部科学省は「実習助手は必要な職種」と回答していますが、そう認識するのであれば現行制度の矛盾を改善するべきです。

以上の観点に立ち、下記事項の実現を要求します。

記

一、教育の機会均等の保障について

- ① 教育費の無償化に向けて「高校無償化」を復活すること。
- ② 所得制限によらない「給付制奨学金制度」を拡充すること。

一、予算・設備について

- ① 教育予算を大幅に増額すること。
- ② 実験・実習のための施設・設備を整備すること。

一、定数配置について

- ① 実験・実習が少人数（1グループ数名）でおこなえるように、「実習助手」も含めて教員全体の「標準法」を改善すること。
- ② 実験・実習教育の充実のため、高等学校設置基準の「実習助手……を必要に応じて置くものとする」規定を「置かなければならない」に戻すこと。

一、現行の「実習助手」制度の改善について

- ① 「実習助手」の職名及び「教諭の職務を助ける」という規定を実態に即して改善すること。
- ② 単位認定講習により実習免許を取得した「実習助手」の「教諭」任用を促進するよう各都道府県教委に促すこと。

一、「実習助手」制度改革について

「実習助手」制度を廃止し、教諭に一元化すること。そのため、学校教育法、教職員定数法など関連諸法規の改正をおこなうこと。

氏 名 (フルネームで)	住 所 (〇〇県△△市□□町1丁目2-3 ← 番地までお書きください)

→ 右側にも署名してください ←

* 上記個人情報、文部科学省へ提出する以外には使用しません。

全日本教職員組合 取扱い団体 (山口県高等学校教員組合)

山口県教育委員会

教育長 浅原 司 様

「実習助手」の募集拡大と待遇改善についての要求署名

実習担当教職員は、実験・実習の教科指導をはじめ校務分掌など教育活動全般にわたって教育の専門職としての役割を担っています。また、学校現場では、全教職員の協力・共同のもと、生徒の全面的な成長と発達をめざし努めているところです。

「実習助手」の募集は2012年から5年ぶりに再開され、受験年齢も2015年から49歳までとしました。しかし、「実習助手」は他教科に比べて定数内臨時的任用の割合が多く、現場では技術・技能の継承をはじめさまざまな問題を引き起こしています。教職員の定数を増やし、ゆたかな実験・実習教育を保障するためにも、実態にみあった定数配置の確保に努め、早急に定数内臨時教職員を解消することが必要です。

また、「実習助手」はその職名が示すように、「教諭の職務を助ける」補助的な職種とみなされ、賃金をはじめ待遇など、きわめて劣悪なものとなっています。また、このことから現場では「便利屋さん」「何でも屋さん」などと不当な扱いもあります。まずは、文科省も「問題ない」とし、他県でも実現している「実習助手」の呼称を変更することが求められます。また、「実習助手」（普通教科）の教諭任用替えも重要な課題です。

実習担当教職員がその職責に自信と誇りをもって働くことができる身分の確立と待遇改善は、同時に安心・安全と教育の向上をもたらす教育条件の改善につながり、その実現は県教委の責務です。

以上の趣旨から、私たちは下記事項について強く要求し、その実現を求めます。

＜要求事項＞

1. 「実習助手」「主任実習助手」について、「実習教員」「主任実習教員」と呼称変更すること。
2. すべての「実習助手」を正規化し、定数内臨時的任用を解消すること。また、募集・採用試験を拡大し、あわせて受験年齢制限の撤廃・大幅な引き上げを行うこと。
3. 共通教科・専門ともに、「実習助手」を対象とした単位認定講習を全教科開催し、「実習助手」の教員免許取得と教諭任用替えを保障すること。また、「主任助手」（2級）への昇格条件を改善すること。

氏 名	住 所

↑ 左側にも署名を記入してください ↓

【取扱団体】 山口県高等学校教員組合

山口県山口市大手町2-18山口県教育会館4F TEL083-922-0766